

えん罪を生まない再審法改正を求める意見書

日本国憲法における人権は、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」、第13条以降で生命、自由、幸福追求権などの基本的人権を宣言しており、これらは犯すことのできない永久の権利として保護されています。

それにも関わらず、えん罪は個人として尊重されるべき人権を奪い、袴田事件では、47年7ヶ月にわたり獄中にて想像を絶する過酷な生活を余儀なくされました。

法律は人間が作成するものであり、時代の変化や解釈の違いにより、完全なものではないと思われます。

国会においては現在「えん罪被害者のための再審法」改正に向けた取り組みが法制審議会（部会）において行われています。その改正については、今後えん罪を生まないような法律改正になるように慎重な上にも慎重を期して、かつ、「ゆっくり急ぐ」という精神で臨まれることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

那珂川市議会議長 臂 英 治

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
法務大臣 鈴木 馨祐 様
内閣官房長官 林 芳正 様